

令和 4 年 3 月 10 日
沖縄振興開発金融公庫

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定等
について

標題について、別紙 1 のとおり策定しましたので、女性の職業生活における活躍の推進
に関する法律第 8 条第 4 項の規定に基づき公表します。

また、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、女性の活躍に関する情報を別紙 2 のとおり公
表します。

(お問い合わせ先)
沖縄振興開発金融公庫
総務部総務課
電話：03-3581-3241

(別紙1)

令和4年3月10日
沖縄振興開発金融公庫

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 内容

◆ 目標

令和7年4月1日までに管理職に占める女性職員の割合を10%以上にする

<取組内容>

令和4年4月～

① 管理職育成を目的としたキャリア形成支援

沖縄県経営者協会女性リーダー部会などへの職員の研修派遣

② 就業継続が可能な就労環境の整備

テレワークの活用や仕事と子育ての両立支援制度など、柔軟な働き方を可能にする制度の活用と拡充を検討

以上

(別紙2)

令和4年3月10日
沖縄振興開発金融公庫

女性の活躍に関する情報公開

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

採用した労働者に占める女性労働者の割合
(総合職) 38% [令和2年度実績]

以上